

愛媛県緊急時モニタリング実施要領（新旧対照表）

第1版 (H27.3.31)		変更案		備考
目次		目次		
1	目的	1	1	
2	定義	2	2	
3	緊急時モニタリングの実施体制	3	3	
3-1	情報収集事態	3-1	3-1	
3-2	警戒事態	3-2	3-2	
3-2-1	愛媛県モニタリング本部の組織	3-2-1	3-2-1	
3-2-2	愛媛県モニタリング本部組織の業務内容及び設置場所	3-2-2	3-2-2	
3-3	施設敷地緊急事態及び全面緊急事態	3-3	3-3	
3-3-1	緊急時モニタリングセンター（EMC）の組織	3-3-1	3-3-1	
3-3-2	EMC組織の業務内容及び設置場所	3-3-2	3-3-2	
3-4	中期及び復旧期	3-4	3-4	
3-5	原子力災害対策本部放射線班及びオフサイトセンター放射線班との関係	3-5	3-5	
3-6	連絡系統図	3-6	3-6	
3-7	愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員	3-7	3-7	
3-7-1	愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員の登録	3-7-1	3-7-1	
3-8	モニタリング資機材	3-8	3-8	
3-8-1	愛媛県及び四国電力の資機材	3-8-1	3-8-1	
3-8-2	国等から配備される人員・資機材	3-8-2	3-8-2	
3-9	関連情報・資料の準備	3-9	3-9	
4	緊急時モニタリングの実施	4	4	
4-1	測定地点及び測定項目	4-1	4-1	
4-1-1	固定観測局	4-1-1	4-1-1	
4-1-2	可搬型モニタリングポスト	4-1-2	4-1-2	
4-1-3	サーベイメータ等による線量率測定	4-1-3	4-1-3 サーベイメータ等による線量率測定 <u>走行測定</u>	並びを変更
4-1-4	走行測定	4-1-4	4-1-4 <u>走行測定サーベイメータ等</u>	7 8
4-1-5	環境試料	4-1-5	4-1-5	
4-2	測定方法	4-2	4-2	
4-3	緊急時モニタリングの段階的实施	4-3	4-3	
4-4	緊急時モニタリングの対応	4-4	4-4	
4-4-1	情報収集事態	4-4-1	4-4-1	
4-4-2	警戒事態	4-4-2	4-4-2	
4-4-3	施設敷地緊急事態	4-4-3	4-4-3	
4-4-4	全面緊急事態	4-4-4	4-4-4	
4-4-5	中期モニタリングの対応	4-4-5	4-4-5	
4-4-6	復旧期モニタリングの対応	4-4-6	4-4-6	
5	モニタリング結果の取扱い	5	5	
5-1	EMC設置以前の対応	5-1	5-1	
5-2	EMC設置以降の対応	5-2	5-2	10 11
5-2-1	測定結果の妥当性の確認	5-2-1	5-2-1	10 11
5-2-2	測定結果の報告 公表	5-2-2	5-2-2	11
6	モニタリング要員の被ばく管理及び防護措置	6	6	
6-1	被ばく管理方法	6-1	6-1	
6-2	防護措置	6-2	6-2	

<p>6-3 安定ヨウ素剤の服用 11</p> <p>6-4 退避指示 11</p> <p>7 要領の見直し 11</p> <p>8 その他 11</p>	<p>6-3 安定ヨウ素剤の服用 11</p> <p>6-4 退避指示 11</p> <p>7 要領の見直し 11</p> <p>8 その他 11</p>	
<p>(「1 目的」～「3-8 モニタリング資機材」まで省略)</p>	<p>(「1 目的」～「3-8 モニタリング資機材」まで省略)</p>	
<p>3-9 関連情報・資料の準備 モニタリングの円滑な実施を図るため、次の関連情報・資料を整備する。 (1)モニタリング地点図 ア 固定観測局 イ 可搬型モニタリングポスト ウ 積算線量計 エ サーベイメータ等 オ 走行測定 カ 環境試料 (2) モニタリング資機材 (3) 放射線測定地点と避難等防護措置実施地区の関連付け (4) 原子力防災対策重点区域の範囲 (5) 原子力防災対策重点区域の人口、世帯数 (6) 原子力防災対策重点区域の飲料水の状況 (7) 原子力防災対策重点区域の農畜林水産物の生産等の状況 (8) 原子力防災対策重点区域の気象状況 (9) 原子力防災対策重点区域の道路状況 (10) 伊方発電所の概要 (11) 報告様式</p>	<p>3-9 関連情報・資料の準備 モニタリングの円滑な実施を図るため、次の関連情報・資料を整備する。 (1)モニタリング地点図 ア 固定観測局 <u>(モニタリングステーション及びモニタリングポスト)</u> <u>イ 固定観測局 (通信機能付き電子線量計)</u> ウ 可搬型モニタリングポスト エ 積算線量計 エ 非ベイメータ等 オ 走行測定 カ 環境試料 (2) モニタリング資機材 (3) 放射線測定地点と避難等防護措置実施地区の関連付け (4) 原子力防災対策重点区域の範囲 (5) 原子力防災対策重点区域の人口、世帯数 (6) 原子力防災対策重点区域の飲料水の状況 (7) 原子力防災対策重点区域の農畜林水産物の生産等の状況 (8) 原子力防災対策重点区域の気象状況 (9) 原子力防災対策重点区域の道路状況 (10) 伊方発電所の概要 (11) 報告様式</p>	<p>通信機能付き電子線量計を追記</p> <p>サーベイメータ等については、必要に応じて固定観測局及び可搬型モニタリングポスト設置地点等での測定へと運用を変更することからモニタリング地点図は不要となるため削除</p>
<p>4 緊急時モニタリングの実施 4-1 測定地点及び測定項目 4-1-1 固定観測局 愛媛県の固定観測局は、伊方発電所周辺のPAZに8局、UPZに12局及び環境放射能水準調査用として5局の合計25局を設置している。 また、四国電力も同様に、PAZに11局、UPZに10局の合計21局を設置している。 4-1-2 可搬型モニタリングポスト 可搬型モニタリングポストによる測定地点は、伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画(以下「調査計画」という。)において平常時モニタリング地点として定めているPAZ4地点、UPZ6地点及び松山市1地点の合計11地点から選定する。また、固定観測局が自然災</p>	<p>4 緊急時モニタリングの実施 4-1 測定地点及び測定項目 4-1-1 固定観測局 <u>固定観測局とは、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び通信機能付き電子線量計である。</u> 愛媛県の固定観測局は、伊方発電所周辺のPAZに<u>モニタリングステーション1局及びモニタリングポスト8局</u>、UPZに<u>モニタリングポスト12局</u>及び並びに環境放射能水準調査用として<u>モニタリングポスト5局</u>の合計25局を設置している。また、四国電力も同様に、PAZに<u>モニタリングステーション1局及びモニタリングポスト10局</u>並びにUPZに<u>モニタリングポスト10局</u>の合計21局を設置している。 <u>通信機能付き電子線量計は、UPZに58局設置している。</u> <u>※・・・モニタリングポストのうち、線量率測定器の他、気象要素、大気浮遊じんの連続測定器を備えている総合局をモニタリングステーションと定義する。</u> 4-1-2 可搬型モニタリングポスト 可搬型モニタリングポストによる測定地点は、伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画(以下「調査計画」という。)において平常時モニタリング地点として定めているPAZ4地点、UPZ6地点及び松山市1地点の合計11地点から選定する。また、固定観測局が自然災</p>	<p>通信機能付き電子線量計を追記</p> <p>モニタリングステーションの注釈を追加</p>

害の影響により作動していない地点及び原子力災害の状況に応じて空間線量率の把握が必要となる地点も追加する。

4-1-3 サーベイメータ等

サーベイメータ等による測定地点は、調査計画において緊急時モニタリング候補地点として定めている P A Z 22 地点、U P Z 57 地点及び松山市 1 地点の合計 80 地点から選定する。また、原子力災害の状況に応じて空間線量率の把握が必要となる地点も追加する。

4-1-4 走行測定

走行測定ルートは、調査計画において平常時モニタリングルートとして定めている P A Z 及び U P Z を走行する直線状 1 ルート、U P Z を走行する円弧状 2 ルート及び放射状 2 ルートの合計 5 ルートから選定する。また、原子力災害の状況に応じて、空間線量率の把握が必要となるルートも追加する。

4-1-5 環境試料

上記 4-1-3 と同様に、緊急時モニタリング候補地点の P A Z 22 地点、U P Z 57 地点及び松山市 1 地点の合計 80 地点から選定する。また、原子力災害の状況に応じて環境試料の採取が必要となる地点も追加する。

4-2 測定方法

測定方法は特に定めのない事項については、『環境放射線モニタリング指針』（旧原子力安全委員会）又は平常時モニタリングにおける測定方法に準じて行い、測定機器等は次のとおりとする。

測定項目	測定機器等	測定方法
空間ガンマ線量率	モニタリングステーション及びモニタリングポスト (NaI (Tl) シンチレーション検出器、電離箱検出器)	テレメータによる連続測定
	移動測定車 (NaI (Tl) シンチレーション検出器)、モニタリングカー (NaI (Tl) シンチレーション検出器)	走行測定及び定点測定
	可搬型モニタリングポスト	定点連続測定
	電離箱式サーベイメータ、GM 管式サーベイメータ及びシンチレーション式サーベイメータ	定点測定
中性子線量率	中性子線サーベイメータ	定点測定
積算線量	積算線量計	定点測定
大気中放射性ヨウ素濃度	モニタリングステーション (ヨウ素モニタ)	テレメータによる連続測定
	ローボリュームエアサンプラ、ゲルマニウム半導体検出器、モニタリングカー (ダスト・ヨウ素測定装置)	定点での試料採取
環境試料中放射性ヨウ素濃度	ゲルマニウム半導体検出器	定点での試料採取
大気中放射性物質濃度	モニタリングステーション (ダストモニタ)	テレメータによる連続測定
環境試料中放射性物質濃度	ゲルマニウム半導体検出器	定点での試料採取

害の影響等により作動していない地点及び原子力災害の状況に応じて空間線量率の把握が必要となる地点も追加する。

~~4-1-3 サーベイメータ等~~

~~サーベイメータ等による測定地点は、調査計画において緊急時モニタリング候補地点として定めている P A Z 22 地点、U P Z 57 地点及び松山市 1 地点の合計 80 地点から選定する。また、原子力災害の状況に応じて空間線量率の把握が必要となる地点も追加する。~~

4-1-4 走行測定

走行測定ルートは、調査計画において平常時モニタリングルートとして定めている P A Z 及び U P Z を走行する直線状 1 ルート、U P Z を走行する円弧状 2 ルート及び放射状 2 ルートの合計 5 ルートから選定する。また、原子力災害の状況に応じて、空間線量率の把握が必要となるルートも追加する。

4-1-4 サーベイメータ等

固定観測局及び可搬型モニタリングポストの故障時等において、必要に応じてそれらの設置地点で測定を実施する。また、原子力災害の状況に応じて空間線量率の把握が必要となる地点も追加する。

4-1-5 環境試料

~~上記 4-1-3 と同様に、緊急時モニタリング候補地点の P A Z 22 地点、U P Z 57 地点及び松山市 1 地点の合計 80 固定観測局近傍等において、あらかじめ調査した環境試料の採取地点から選定する。また、原子力災害の状況に応じて環境試料の採取が必要となる地点も追加する。~~

4-2 測定方法

測定方法は特に定めのない事項については、『環境放射線モニタリング指針』（旧原子力安全委員会）又は平常時モニタリングにおける測定方法に準じて行い、測定機器等は次のとおりとする。

また、測定データについては、関係者間での共有及び公表を迅速に行う「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム（以下「情報共有システム」という。）」に集約される。

測定項目	測定機器等	測定方法	情報共有システムへの入力
空間ガンマ線量率	モニタリングステーション及びモニタリングポスト (NaI (Tl) シンチレーション検出器、電離箱検出器)	テレメータによる 連続測定	自動伝送
	<u>通信機能付き電子線量計(半導体検出器)</u>	連続測定	自動伝送
	移動測定車 (NaI (Tl) シンチレーション検出器)、モニタリングカー (NaI (Tl) シンチレーション検出器)	走行測定及び定点連続測定	手動伝送及び自動伝送
	可搬型モニタリングポスト	定点連続測定	自動伝送
	電離箱式サーベイメータ、GM 管式サーベイメータ及びシンチレーション式サーベイメータ	定点測定	手動伝送
	中性子線量率	中性子線サーベイメータ	定点測定
積算線量	積算線量計	定点測定	手動伝送
大気中放射性ヨウ素濃度	モニタリングステーション (ヨウ素モニタ)	テレメータによる 連続測定	自動伝送
	ローボリュームエアサンプラ、ゲルマニウム半導体検出器、モニタリングカー (ダスト・ヨウ素測定装置)	定点での試料採取	手動伝送

並びを変更

通信機能付き電子線量計の設置に伴い、サーベイメータ等の取扱いを変更

通信機能付き電子線量計の設置に伴い、従来の緊急時モニタリング候補地点を変更

測定データは、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムに集約されることを追記

通信機能付き電子線量計を追記

気象情報	モニタリングステーション	テレメータによる連続測定
	モニタリングカー	定点連続測定
	発電所気象観測局	テレメータによる連続測定

環境試料中放射性ヨウ素濃度	ゲルマニウム半導体検出器	定点での試料採取	手動伝送
大気中放射性物質濃度	モニタリングステーション(ダストモニタ)	テレメータによる 連続測定	自動伝送
環境試料中放射性物質濃度	ゲルマニウム半導体検出器	定点での試料採取	手動伝送
気象情報	モニタリングステーション	テレメータによる 連続測定	自動伝送
	モニタリングカー	定点連続測定	伝送なし
	発電所気象観測局	テレメータによる 連続測定	自動伝送

(「4-3 緊急時モニタリングの段階的实施」は省略)

(「4-3 緊急時モニタリングの段階的实施」は省略)

4-4 緊急時モニタリングの対応

4-4 緊急時モニタリングの対応

4-4-1 情報収集事態

4-4-1 情報収集事態

情報収集事態における環境放射線モニタリングは、平常時モニタリングによる監視を継続する。

情報収集事態における環境放射線モニタリングは、平常時モニタリングによる監視を継続する。

また、固定観測局及びヨウ素モニタ等の稼働状況について確認し、自然災害等の影響により異常がある場合には代替機の設置や修理等の必要な対応をとる。

また、固定観測局及びヨウ素モニタ等の稼働状況について確認し、自然災害等の影響により異常がある場合には代替機の設置や修理等の必要な対応をとる。

4-4-2 警戒事態

4-4-2 警戒事態

警戒事態においては、速やかに愛媛県モニタリング本部を設置し、施設敷地緊急事態に陥った場合に迅速に緊急時モニタリングに移行できるよう、平常時モニタリングの強化及び資機材の準備を行う。

警戒事態においては、速やかに愛媛県モニタリング本部を設置し、施設敷地緊急事態に陥った場合に迅速に緊急時モニタリングに移行できるよう、平常時モニタリングの強化及び資機材の準備を行う。

(1) 固定観測局の監視強化

固定観測局による空間線量率（1分値の監視）及び気象観測の監視を強化する。

(1) 固定観測局モニタリングステーション及びモニタリングポストの監視強化

固定観測局モニタリングステーション及びモニタリングポストによる空間線量率（1分値の監視）及び気象観測の監視を強化する。

(2) 通信機能付き電子線量計の緊急時伝送開始

通信機能付き電子線量計による空間線量率の緊急時伝送（2分間隔での伝送）を開始する。

通信機能付き電子線量計の緊急時伝送開始を追記

(2) 可搬型モニタリングポストによる測定

愛媛県モニタリング本部は、次の事項を優先して測定地点を選定し、指示を受けた測定分析グループは、点検後、測定個所に搬送して設置、空間線量率の連続測定を行う。

(3) 可搬型モニタリングポストによる測定

愛媛県モニタリング本部は、次の事項を優先して測定地点を選定し、指示を受けた測定分析グループは、点検後、測定個所に搬送して設置、空間線量率の連続測定を行う。

ア 停電等で測定不能の固定観測局のバックアップ

ア 停電等で測定不能の固定観測局のバックアップ

イ 必要に応じ、本要領で定める設置候補地点のうち風下方向の地点

イ 必要に応じ、本要領で定める設置候補地点のうち風下方向の地点

(3) モニタリングカーによる測定の準備

モニタリングカーの搭載機器を点検し、走行サーベいの準備を行うとともに、モニタリングルート上の交通情報を取得する。

(4) モニタリングカーによる測定の準備

モニタリングカーの搭載機器を点検し、走行サーベいの準備を行うとともに、モニタリングルート上の交通情報を取得する。

(4) 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定準備

九町越モニタリングステーションのヨウ素モニタの点検を実施して測定準備を行う。

(5) 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定準備

九町越モニタリングステーションのヨウ素モニタの点検を実施して測定準備を行う。

(5) 放出源情報の収集

四国電力から敷地内のモニタリング情報を含む放出源情報（敷地境界周辺のモニタリングポスト、排気筒モニタ及び放水口モニタの測定結果）及び敷地内気象情報を収集する。

(6) 放出源情報の収集

四国電力から敷地内のモニタリング情報を含む放出源情報（敷地境界周辺のモニタリングポスト、排気筒モニタ及び放水口モニタの測定結果）及び敷地内気象情報を収集する。

<p>4-4-3 施設敷地緊急事態</p> <p>施設敷地緊急事態においては、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事態が生じていることから、国が速やかにEMCを設置して、緊急時モニタリングを開始する。</p> <p>PAZ内の住民は、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる影響等を回避するため、EALに基づき、避難を実施する。施設敷地緊急事態においては、UPZ内の住民の防護措置に資するよう、原子力規制委員会が定める緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(1) 空間線量率の監視強化</p> <p>固定観測局による監視強化を継続するとともに、固定観測局を補完するため、可搬型モニタリングポストの配置を見直し、UPZに設置する。</p> <p>(2) 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定</p> <p>九町越モニタリングステーションのヨウ素モニタを起動し、連続測定を開始する。なお、周囲の放射線からの影響を排除して分析を行うため、検体は要員の被ばく線量を考慮した上で現地から早期に回収し、原子力センター等で測定を行う。</p> <p>(3) 空間線量率の測定及び環境試料の採取</p> <p>「4-1-3 サーベイメータ等」の測定地点に加え、原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価のために、住民が滞在する場所の空間線量率の測定を行う。</p> <p>また、住民の呼吸による内部被ばく線量の評価のために、大気中の放射性ヨウ素のサンプリングを行う。</p> <p>なお、要員又は資機材の都合上、全ての地点で試料を採取できない場合には、優先順位を定めて実施する。</p> <p>4-4-4 全面緊急事態</p> <p>全面緊急事態に至った直後には、避難や一時移転等の防護措置を迅速に実施する必要があるため、OILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングを優先する。なお、発電所から放射性プルームが放出されている間は、要員を現地に派遣する活動は控え、固定局及び可搬型モニタリングポストによる連続監視を主とする。プルーム通過後は、必要に応じ空間線量率測定及び環境試料の採取を実施し、放射性物質の沈着状況を把握する。</p> <p>(「4-4-5 中期モニタリングの対応」～「8 その他」まで省略)</p>	<p>4-4-3 施設敷地緊急事態</p> <p>施設敷地緊急事態においては、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事態が生じていることから、国が速やかにEMCを設置して、緊急時モニタリングを開始する。</p> <p>PAZ内及び予防避難エリアの住民は、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる影響等を回避するため、EALに基づき、避難準備等の防護措置を実施する。施設敷地緊急事態においては、UPZ内の住民の防護措置に資するよう、原子力規制委員会が定める緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(1) 空間線量率の監視強化</p> <p>固定観測局による監視強化を継続するとともに、固定観測局を補完するため、可搬型モニタリングポストの配置を見直し、UPZに設置する。</p> <p>(2) 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定</p> <p>九町越モニタリングステーションのヨウ素モニタを起動し、連続測定を開始する。なお、周囲の放射線からの影響を排除して分析を行うため、検体は要員の被ばく線量を考慮した上で現地から早期に回収し、原子力センター等で測定を行う。</p> <p>(3) 空間線量率の測定及び環境試料の採取</p> <p>「4-1-3 サーベイメータ等」の測定地点に加え、原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価のために、住民が滞在する場所の空間線量率の測定を行う。</p> <p>また、住民の呼吸による内部被ばく線量の評価のために、大気中の放射性ヨウ素のサンプリングを行う。</p> <p>なお、要員又は資機材の都合上、全ての地点で試料を採取できない場合には、優先順位を定めて実施する。</p> <p>4-4-4 全面緊急事態</p> <p>全面緊急事態に至った直後には、<u>屋内退避している住民の</u>避難や一時移転等の追加の防護措置を迅速に実施する必要があるため、OILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングを優先する。なお、発電所から放射性プルームが放出されている間は、要員を現地に派遣する活動は控え、固定観測局及び可搬型モニタリングポストによる連続監視を主とする。プルーム通過後は、必要に応じ空間線量率測定及び環境試料の採取を実施し、放射性物質の沈着状況を把握する。</p> <p>(「4-4-5 中期モニタリングの対応」～「8 その他」まで省略)</p>	<p>予防避難エリアの住民を追加</p> <p>通信機能付き電子線量計の設置に伴い、サーベイメータ等の取扱いを変更</p> <p>わかりやすく修正</p> <p>固定観測局に修正</p>
---	--	---